

(特定非営利活動法人しんぐる・まざあずふおーらむ追加提出資料)

シングルマザー社会保険加入状況例

【Aさん（社会保険適用拡大希望）】

都内在住

シングルマザー 子ども2人

アルバイト勤務

仕事内容 事務 雑務

勤務先 商工会議所

時給 920円 月 7万～8万円

週 4日 1日 5時間 10時～4時

雇用保険加入

国民健康保険 月 3500円

国民年金 免除

厚生年金、社会保険に加入希望

【Bさん（社会保険適用拡大希望）】

東京都の臨時職員

仕事内容 事務、雑務

2カ月ごとに職場が変わる a 職場 2カ月 b 職場 2カ月 a 職場 2カ月 1カ月休みを繰り返す

日給 7200円

月 最大 20日勤務（常勤より1日少なく働く）

有休休暇なし

雇用保険には加入（20時間になってから）

社会保険

国民年金（滞納中）

同じ職場にシングル女性もシングルマザーも働いている

社会保険適用範囲内のぎりぎりで働いている

社会保険に加入希望

【Cさん(雇用保険・社会保険適用範囲まで働きたい)】

F県在住

シングルマザー 子どもは小学生から高校生まで5人

2種類の勤務先

①県内大手菓子メーカー関連レストランにウェイトレスとして勤務(11年目)

時給800円(最初は660円、店内で2番目に高い時給)

シフト制なので、何時間勤務するかは繁忙による

盆暮れ正月にはほかの人が入らない時期に多く入るので通常月は少ない

2011年9月＝約7万円 通常3,4万円～5万円

会社は経費削減で社員を減らしておりパート・アルバイトで補っている。

会社からは雇用保険・社会保険の適用されるまで働かないようにと就労調整されている。

雇用保険なし

社会保険なし 国民健康保険 20万6800円の7割減額6万1900円を滞納中 支払い困難の人は相談にという通知が来ているので相談に行く予定

国民年金免除中

②鍵屋でアルバイト

時給 660円

8月移転で忙しく5万円余 その後月2万円 客足が伸びないため社保には入れない

社保には入れない

\* 補足

Cさんの家計(そのほかの収入)

児童扶養手当 月額52550円(子ども4人)

児童手当 26000円

養育費 36000円

ほかに被災地でアパート半壊の災害見舞金390000円で現在は生計がたてている。

〈コメント〉

社会保険の適用拡大をした場合会社がCさんはより少ない時間しかシフトに入らない対応をする可能性もある。しかしレストランはCさんたちベテランで回っていると想像されるので店の運営ができなくなる可能性もある。

【Dさん（社会保険適用なし、違法）】

東京都在住

シングルマザー 子ども1人 両親と同居

パン製造販売会社勤務 勤務先はパン製造直売店

待遇 パート勤務

時給 950円（最初 850円） 週 5日 1日9時間半

月 17万円（税込み）

仕事内容 パン製造（社員がいない日はすべて任されている） 発注も仕事

社員は同じ職場に1人

雇用保険なし

社会保険適用なし

賞与なし

有休なし

厚生年金・社会保険に加入希望（会社には辞める覚悟がないと要求できない）

国民年金は親と同居したため免除ができなくなった。

国民健康保険 月 1万6000円 ひとり親の医療費援助も停止

児童扶養手当なし（親が扶養親族の所得制限にかかる）

〈コメント〉

社会保険の適用がないのは明らかな違法だと思われる。

基幹的なパートとして働いている。